

『ばら』シンボルマーク使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福山市「ばら」シンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）の使用について、必要な事項を定めるものとする。

(権利の帰属)

第2条 シンボルマークに関する一切の権利は、福山市に帰属する。

(使用の要件)

第3条 シンボルマークの使用は、真にばらのまち福山の周知につながるものでなければならない。

(承認申請)

第4条 シンボルマークを使用しようとする者は、あらかじめ使用承認申請書（第1号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、報道機関が報道目的に使用する場合は、この限りではない。

2 前項の使用承認申請書には、シンボルマークを使用しようとする事業の企画書及び見本、原稿その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(使用の承認)

第5条 市長は、使用承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、使用承認書（第2号様式）により申請書に通知するものとする。

2 市長は、前項の承認にあたっては、必要な条件を附することができる。

(使用の基準)

第6条 前項第1項の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、シンボルマークを使用するときは、その用途により、市長の指示したシンボルマークを使用しなければならない。

(使用者の責務)

第7条 使用者は、その承認に基づくシンボルマークの使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(物品の提出)

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認を取り消し、シンボルマーク使用物品の回収を求めることができる。

(1) 使用承認申請の記載内容に虚偽があるとき。

(2) この要綱に違反したとき。

(3) 使用承認に附した条件に違反したとき。

(実施細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、シンボルマークの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年4月19日から施行する。